署長　殿

生企発第452号
令和６年７月３日
10年保存（係）
本　　部　　長

県警察における電磁石銃等の引取りについて（通達乙）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和６年法律第48号。以下「改正法」という。）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第２条第１項第３号に規定する電磁石銃については、改正法の施行の際現に所持している場合、改正法の施行の日から起算して６月を経過するまでの間に適切な措置（所持許可の申請、廃棄等）をとらなければならないとしているところ、県警察における電磁石銃等の引取りの具体的な実施要領については下記のとおりとするので、適切に対応されたい。

記

１　無償での引取り方針について

改正法の施行の際現に電磁石銃を所持し廃棄を希望する者から可能な限り電磁石銃を回収するため、危害予防上の観点から、県警察において無償で電磁石銃を引き取ることとする。

２　引取り対象

法第２条第１項第３号に規定する電磁石銃（電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。）のほか、電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であってその威力が明らかでないものや金属性弾丸を発射する動力が電磁石の磁力であるか必ずしも判然としないものの引取りを求められる可能性もあることから、引取りの対象は、電磁石銃等（金属性弾丸を発射する機能を有する銃であって、電磁石を使用するものをいう。以下同じ。）とする。

また、電磁石銃等としての機能に障害があるもの若しくはその構成部品の一部に欠損があるもの又は金属性弾丸の引取りを求められた場合にも、電磁石銃等の悪用を防止する観点から、これに応じること。

３　引取り期間

電磁石銃等の引取りは、改正法の公布日（令和６年６月14日）から経過期間（改正法の施行日（当該公布日から起算して９か月を超えない範囲内において政令で定める日。以下同じ。）から起算して６か月を経過する日までの間をい

う。以下同じ。）が終了する日までの間行うこととする。

4　対応窓口

署生活安全庶務係とする。この点、同係以外の者が引き取りを依頼された場合、当該者は同係に確実に引継ぎすること。

5　引取りの具体的な手続

(1)　引取りの形態

電磁石銃等の所持者からの処分依頼に基づき引き取ることとする。

(2)　処分依頼書の提出

電磁石銃等の引取りに当たっては、別記様式１に所持者が必要事項を記載したものを現物に添えて提出させることとする。

また、別記様式１に記載の

○　所有権を放棄し、警察に処分を一任すること

○　いかなる理由があっても返還を求めないこと

については、改めて口頭で明確に確認を求めること。

なお、別記様式１について、適宜修正を施すことは差し支えない。また、電磁石銃等を自作している者が存在することも想定されるところ、自作の電磁石銃等を引き取る場合には、別記様式１の「購入場所等」欄に自作である旨を記載することとし、「メーカー名」欄や「モデル名等」欄を記載することは要しない。

(3)　本人確認の実施

事後の紛議の防止等のため、処分依頼書の提出時に併せて身分証明書の提示を求めること。

(4)　電磁石銃等を持参した者が所有権を有しないと申し立てた場合の手続

電磁石銃等を持参した者が所有権を有さず、所有権放棄ができない旨申し立てた場合には、別記様式１に加え別記様式２を提出させるとともに、当該持参者の本人確認を実施すること。

なお、別記様式２について、適宜修正を施すことは差し支えない。

6　引き取った電磁石銃等の適正な保管管理等

引き取った電磁石銃等が滅失することのないよう、引き取った電磁石銃等の適正かつ組織的な保管管理に努めること。

7　経過期間中に行うべき手続の周知徹底

改正法施行の際現に電磁石銃を所持している者については、適法な所持許可を得ずに経過期間を超えて所持し続けた場合、不法所持となってしまうことから、経過期間中に行うべき措置及び警察における引取りの取組について周知し、確実に経過期間中に引取りが行われるようにすること。

なお、これらの内容については、警察庁のウェブサイト、ＳＮＳ等により広報が行われているので、こうした素材を活用すること。

別記様式１

電　磁　石　銃　等　処　分　依　頼　書

警　察　署　長　殿

年　　月　　日

所持者（所有者）	住　　所	
	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日生
	電話番号	－　　－
物　　件	メーカー名	
	モデル名等	
	特　　徴	
	購入場所等	
物件の措置	上記物件について、私は、 □　所有権を放棄し、警察に処分を一任します。 □　いかなる理由があっても返還を求めません。	

別記様式２

委　任　状

代理人　　住所：

氏名：

生年月日：　　年　　月　　日生

電話番号：　　－　　－

私は、上記代理人に対し、電磁石銃等及び電磁石銃等処分依頼書の提出に関する一切の権限を委任します。

年　　月　　日

所有者　　住所：

氏名：

生年月日：　　年　　月　　日生

電話番号：　　－　　－